

三重県税外収入通則条例の改正について

「三重県税外収入通則条例」は、地方自治法第228条及び第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の県の歳入に関する徴収猶予及び減免、還付、罰則並びに延滞金に関する事項について定めた条例であり、今回、新たに「三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）」を制定しようとするに鑑み、改正を行う予定です。

【主な改正内容】

(1) 債権管理及び私債権徴収条例（仮称）と整合をはかるための改正

- ①公債権に係る徴収手続きの規定追加
- ②三重県公債権徴収条例（仮称）に名称変更

(2) 県税条例の規定内容に準じた改正

公債権の延滞金の割合等を県税条例の規定内容に準じることと整理し、改正

①延滞金の割合

（現行）14.5% → （改正案）14.6%

②納期限からの一定期間（③の期間）における延滞金の割合

（現行）7.25% → （改正案）7.3%

③延滞金の割合を軽減する期間

（現行）督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間

（改正案）納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

④延滞金の不徴収等の金額

	延滞金計算の基礎となる 債権金額	延滞金の確定金額	
		不徴収	端数切捨
現 行	100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	10円未満	10円未満
改正案	1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	1,000円未満	100円未満

三重県公債権徴収条例（仮称）（案）

（趣旨）

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十八条及び第二百三十一条の三第二項の規定に基づき、公債権の徴収、徴収猶予等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）【新設】

第二条 この条例において「公債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利（法第二百四十条第四項第一号及び第三号から第七号までに掲げる債権を除く。）のうち、法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権をいう。

（徴収猶予及び減免）

第三条 知事は、分担金、使用料若しくは法第二百二十七条の手数料について、貧困その他のやむを得ない経済上の理由によりこれを納付することが著しく困難であると認められる者又は公益上特別の必要があると認められる者に対しては、その納付することが著しく困難であると認められる金額又は特別の必要があると認められる金額を限度として、その徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。

（使用料の還付）

第四条 既納の使用料は、次の各号に掲げる場合に限り、還付する。

- 一 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が当該使用の廃止若しくは中止の許可を受け、又はその他の正規の経路を経て、当該使用の廃止又は中止をしたとき。
 - 二 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が、その責に基づかない災害その他の理由により、その使用に供することが著しく困難となつたとき。
 - 三 公益上の必要により、財産又は公の施設の使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたとき。
- 2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
- 一 財産又は公の施設の使用の廃止又は中止をした場合の使用料の額が条例の規定により定められているとき。 既納の使用料の額から当該規定により算定した使用料の額を控除した額
 - 二 その他のとき。
 - イ 使用料の額が年額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間（その期間に一月未満の端数があるとき、又はその期間が一月未満であるときは、その端数日数又はその全期間を切り捨てる。）について月割計算をした額

- ロ 使用料の額が月額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間について日割計算をした額
- ハ イ及びロ以外のとき。 知事が相当と認める額

(罰則)

- 第五条** 分担金、使用料、加入金及び法第二百二十七条の手数料の徴収を免れた者は、次項に定めるものを除くほか、五万円以下の過料に処する。
- 2 詐偽その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(延滞金)

- 第六条** 知事は、公債権について次条の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収しなければならない。
- 2 前項の延滞金の額は、同項の公債権の納期限（第三条の規定による徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該公債権の金額に年十四・六パーセント（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。
- 3 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる公債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第二項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満あるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 知事は、公債権の納期限までに当該公債権を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の延滞金を減免することができる。

(督促) **【新設】**

- 第七条** 知事は、公債権を納期限までに納付しない者があるときは、法令、条例及び規則の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。

(送達及び公示送達) **【新設】**

- 第八条** 公債権及び公債権に係る延滞金に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

(強制徴収公債権の滞納処分) **【新設】**

- 第九条** 知事は、強制徴収公債権（公債権のうち法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権をいう。以下この条及び次条において同じ。）につき第七条の規定によ

る督促を受けた者が同条の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該強制徴収公債権及び当該強制徴収公債権に係る延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(非強制徴収公債権の強制執行等)【新設】

第十条 知事は、非強制徴収公債権（公債権のうち強制徴収公債権以外の債権をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）について、第七条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第三条の規定による徴収猶予をした場合又は第十三条の規定による措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている非強制徴収公債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収公債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある非強制徴収公債権（次号の規定による措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない非強制徴収公債権（第一号に該当する非強制徴収公債権で同号の規定による措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)【新設】

第十一条 知事は、公債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、納付義務者（公債権を納付する義務を負う者をいう。次条及び第十三条において同じ。）に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)【新設】

第十二条 知事は、公債権について、納付義務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、知事は、公債権を保全するため必要があると認めるときは、納付義務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(非強制徴収公債権の徴収停止)【新設】

第十三条 知事は、非強制徴収公債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことが

できる。

- 一 法人である納付義務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 納付義務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 非強制徴収公債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(委任)【新設】

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

※ 既存の附則のうち、附則第6項について、以下のとおり改正。

(11月定例会議に提出している改正案を現行条文として記載しています。)

附 則

- 6 当分の間、第六条第二項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

※ 今回の改正附則

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第六条第二項及び附則第六項の規定は、延滞金のうち平成二十七年四月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

○ 三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三月二十五日 三重県条例第十三号）

（趣旨）

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十八条及び第二百三十一条の三第二項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の県の歳入（以下「税外収入」という。）に関する徴収猶予及び減免、還付、罰則並びに延滞金に関する事項について定めるものとする。

（徴収猶予及び減免）

第二条 知事は、分担金、使用料若しくは法第二百二十七条の手数料について、貧困その他のやむを得ない経済上の理由によりこれを納付することが著しく困難であると認められる者又は公益上特別の必要があると認められる者に対しては、その納付することが著しく困難であると認められる金額又は特別の必要があると認められる金額を限度として、その徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。

（使用料の還付）

第三条 既納の使用料は、次の各号に掲げる場合に限り、還付する。

- 一 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が当該使用の廃止若しくは中止の許可を受け、又はその他の正規の手続を経て、当該使用の廃止又は中止をしたとき。
- 二 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が、その責に基づかない災害その他の理由により、その使用に供することが著しく困難となつたとき。
- 三 公益上の必要により、財産又は公の施設の使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたとき。

2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 財産又は公の施設の使用の廃止又は中止をした場合の使用料の額が条例の規定により定められているとき。 既納の使用料の額から当該規定により算定した使用料の額を控除した額
- 二 その他のとき。
 - イ 使用料の額が年額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間（その期間に一月未満の端数があるとき、又はその期間が一月未満であるときは、その端数日数又はその全期間を切り捨てる。）について月割計算をした額
 - ロ 使用料の額が月額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間について日割計算をした額
 - ハ イ及びロ以外のとき。 知事が相当と認める額

（罰則）

第四条 分担金、使用料、加入金及び法第二百二十七条の手数料の徴収を免れた者は、次項に定めるものを除くほか、五万円以下の過料に処する。

- 2 詐偽その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(延滞金)

第五条 知事は、法第二百三十一条の三第一項に規定する税外収入について同項の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収しなければならない。

- 2 前項の延滞金の額は、同項の税外収入の納期限（徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税外収入の金額に年十四・五パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、年七・二五パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。
- 3 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入の金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第二項の延滞金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその金額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 知事は、税外収入の納期限までに当該税外収入を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の延滞金を減免することができる。

附 則

1～5（略）

- 6 当分の間、第五条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。

※上記附則第6項については、地方税法の一部改正（平成25年3月30日公布、平成26年1月1日施行）に鑑み、11月定例会議に提出している改正案を掲載

(参考1) 三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)《最終案》

平成二十六年〇〇月〇〇日

三重県条例第〇〇号

三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)を公布する。

三重県債権管理及び私債権徴収条例(仮称)

(目的)

第一条 この条例は、三重県(以下「県」という。)が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 債権 金銭の給付を目的とする県の権利(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号に掲げる債権を除く。)をいう。
- 二 公債権 債権のうち、法第二百三十一の三第一項に規定する歳入に係る債権をいう。
- 三 私債権 債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権をいう。
- 四 条例等 条例並びに三重県規則、法第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程(以下「規則等」という。)をいう。

(他の法令等との関係)

第三条 債権の管理に関する事務の処理については、公債権に係る三重県公債権徴収条例(仮称)(昭和三十九年三重県条例十三号)の規定、法令及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権の管理)

第四条 債権の管理に関する事務は、法令及び条例等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(債権管理体制の整備)

第五条 知事及び公営企業管理者(以下「知事等」という。)は、債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

2 知事は、債権を適正に管理するため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

3 知事等は、債権に係る未収金の状況について広く県民へ情報提供に努めなければならない。

(督促)

第六条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第七条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行されないときは履行の遅滞に係

る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。

- 2 前項の遅延損害金の額は、別に債務者との合意や違約金等の定めのある場合を除き（次項から第五項において同じ）、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。
- 3 前項の遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第二項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 第二項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 6 知事等は、私債権の履行期限までに当該私債権を履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の遅延損害金を減免することができる。

（強制執行等）

第八条 知事等は、私債権について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない私債権（第一号に該当する私債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第九条 知事等は、私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第十条 知事等は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、知事等は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第十二条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第十三条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づい

て当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
(債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 第十一条の規定により徴収停止の措置を行った私債権について、徴収停止の措置をとった日から三年を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由が認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる特別の事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したものについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

(報告)

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを三重県議会に報告しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用範囲)

2 第七条の規定は、本条の施行の日以後に発生した私債権に係る遅延損害金に適用する。ただし、第七条第六項の規定は、本条の施行の日前に履行期限が到来した私債権に係る遅延損害金についても適用する。